

# 社会保険料

## 厳しい取り立てに 困っていませんか

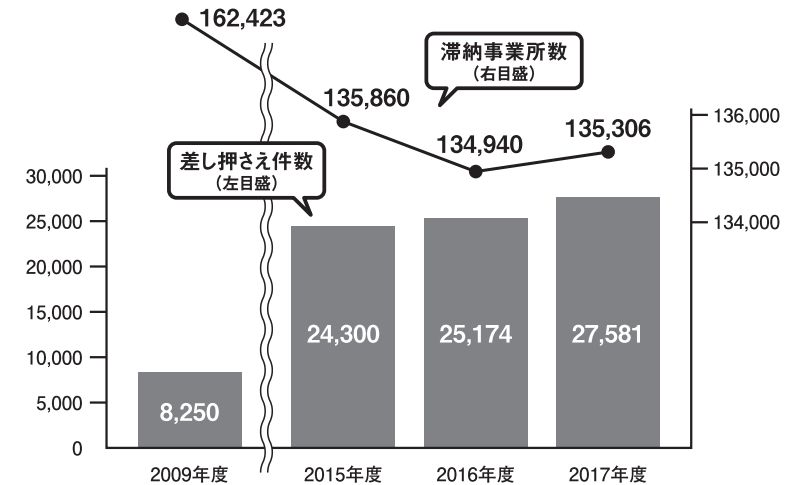
社会保険料の支払いが滞って、とても払いきれない額を一気に払うよう求められたり、預金や売掛金を差し押さえられるなど、年金機構からの厳しい取り立てが横行しています。事業継続も危ぶまれる事態に追い込まれる例も生まれています。

納付できないとき、  
滞納したときは支払いの  
延期や分割納付ができます



民商・全商連は、経営を脅かす社会保険料の強権的徴収を行わないよう、厚生労働省や年金機構と話し合いをしています。厚労省は保険料納付が困難な場合、「ただちに差し押さえなどをするので

厚生年金保険料の滞納事業所数と差し押さえ件数



厚生労働省の資料から

はなく、経営状況や見通しなどを丁寧に聞き、納付の猶予や計画的な分納など事業者の相談に乗る」と回答しています。

(2017年1月26日)。

民商では、こうした姿勢を守らせる活動を強めながら、社会保険料の強引な取り立てや差し押さえをやめさせ、資金計画や事業継続の相談に乗っています。

社会保険料の納付で困ったら、民商にご相談ください。

全国商工団体連合会

〒171-0031 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-4391

FAX 03-3988-0820

<http://www.zenshoren.or.jp/soudan/>

民商に相談

検索

